

環境への取り組み

環境監査

当社は、(財)日本品質保証機構によるISO14001マネジメントシステム審査や顧客による外部環境監査の受審とあわせて、定期的な「内部環境監査」や環境管理室による構内の環境パトロール、原材料購入先および業務委託先などへの環境調査を実施し、システムの維持・改善を図っています。

◇内部環境監査

当社の環境目標の達成に向けて、その活動が効果的に行われているかなどを確認するため、内部環境監査規程に基づき定期監査や臨時監査を実施して、環境マネジメントシステムの維持・改善に努めています。



◇写真は、内部監査員による内部環境監査の様式です。

◇外部環境監査

お客様からの要求に応じて、当社の環境マネジメントシステムが、お客様の要求基準を満足しているかを確認いただくために、外部環境監査を受け入れました。

◇環境パトロール

省エネ推進委員会などによる環境パトロールで、環境保全の取り組み状況や法令の順守状況をはじめ省エネの取り組み状況について随時各現場で確認を行い、有害な環境影響発生予防に努めています。



◇写真は、空調設備の温度管理などをチェックしている、省エネパトロールです。

◇協力会社への環境調査

原材料の購入先や廃棄物処理委託先など当社協力会社へ定期的に訪問し、当社のグリーン調達ガイドラインや環境管理規程に従って、環境保全の取り組みや状況の確認など調査を実施しています。



◇写真は、環境調査で廃棄物処理委託先に赴き調査中に確認した、廃棄物をFRP燃料チップとしての再生状況を確認している模様です。

環境教育

環境保全活動に対する理解を深め、活動ルールの徹底を図るために、全従業員を対象に環境教育を実施しています。

◇新入社員教育

入社時に環境方針や環境保全活動等の環境保全への取り組みや、そのルールについての理解を深めるため、導入教育を実施しています。



◇2枚の写真は、新入社員への導入教育の様式です。上の写真は環境保全の活動に関する座学の風景です。また、下の写真は、サンプルを用いた社内の廃棄物分別ルールの訓練風景です。

◇一般及び管理者教育

全従業員に、環境方針、環境目的・目標および環境保全活動に関わる法令や条例、化学物質の取り扱いなど、会社を取り巻く環境問題についての教育を実施しています。

例えば、省エネ取り組みへの意識高揚を図るため、全従業員を対象にした省エネアンケートの実施や、京都地区における環境月間(毎年6月、環境方針などの教育や提案活動)の取り組みを行っています。

◇専門教育

法規制等に係る特定業務従事者に対し随時専門教育を実施しています。

【2011年度実施分】

- ・環境計量士
- ・特定化学物質および四アルキル鉛など作業主任者
- ・作業環境測定士 ・甲種危険物取扱者
- ・環境分析測定士
- ・乙種3および4,5類危険物取扱者 ・臭気判定士
- ・公害防止管理者(水質1種)

◇内部環境監査員教育

社外研修又は社内講師による内部環境監査員教育を実施し、監査員の養成を行っています。

また、社内資格を取得した監査員は、実地訓練のため内部環境監査に参加させて、監査員力量の向上を図っています。



◇写真は、2010年度内部環境監査員養成研修の様式です。

◇社外環境セミナー等への参加

環境保全に関する法令や技術、新しい取り組みなどの情報を社内に取り入れるため、社外で開催される講演会・セミナーに随時参加しています。

緊急事態への対応

環境に影響を与える可能性のある設備・施設について、管理責任部署は日常点検を実施し、突発事故発生の予防に努めています。

また、緊急事態の対応訓練については、当社従業員だけでなく取引先も参加し(年1回実施)、危険物漏洩による環境汚染被害の重大性を説明するとともに対応の手順と有効性を確認し、万が一の事故発生に備えています。



◇写真左は、「廃油を廃油タンクに移し入れる際に、容器から廃油が漏洩した」との想定で行われた訓練の様式です。写真右は、オイル漏洩用対応キット

法規制の順守・利害関係者からの苦情

環境保全の状況を把握するため、活動項目に応じて定期的に監視・測定を行い評価しています。

特に、当年度の法規制対象項目の評価結果は、規制値を上回る監視測定項目はありませんでした。

しかし、大阪地区では、2011年度にフォークリフト・リーチリフトの凹凸路面走行による騒音・振動の苦情が発生しました。

この苦情に対しては、直ちに原因を調査特定し騒音や振動の緩和のために、凹凸路面走行時の速度制限などの暫定対応や路面の補修整備など恒久対応を実施して環境負荷低減に努めました。今後も環境保全には、一層の注意を払ってまいります。

◇指導・苦情件数(件/年度)

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
指導	0	0	0	0	0
苦情	2	2	3	2	1

※ 京都地区では、苦情は発生しておりません。

PCBの保管

当社で、ポリ塩化ビフェニル(PCB)を使用した廃機器は、特別管理産業廃棄物として地区内で保管・管理しています。なお、高圧コンデンサについては、2009年に所定の手続きを経て廃却処分を終えました。

一方、引き続き保管・管理している照明用安定器については、国が定める処分方法に沿って計画的に廃却処分する予定です。

種類	数量
安定器	375台
ネオントランス	37台
照明用コンデンサ	134個
微量PCB汚染廃電機器	3台
微量PCB汚染絶縁油	400kg

また、同様に保管中の微量のPCB(濃度が0.5ppmを超える)で汚染された絶縁油や電気機器などの処分については、今後、



◇写真は、安定器とネオントランスの保管状況です。